



インターネットで小波津川のリアルタイムの 映像を見ることができ、洪水時に家庭で小波 津川の水位の状況を知ることができます。



小波津川 監視カメラ

※町HPトップページ左下

大雨注意報・警報の発表基準

大雨注意報	大雨警報	大雨特別警報
7 1113 0	大雨による重	台風や集中豪雨により
1-1-1	大な災害が発	数十年に一度の降雨量
1	生する恐れが	となる大雨が予想さ
1	あると予測さ	れ、もしくは数十年に
される場合	れる場合 	一度の強度の台風等
		により大雨になると予
		想される場合

西原町 防災マッフ

※西原町防災

マップを簡略

化していま

す。詳しくは

※土砂災害警 戒区域の指 定について

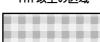
※台風時のゴ

について

ミ収集案内

HP にて

想定津波の最大浸水深 1m 以上の区域





小波津川



N



(E)

(23)

災害発生時又は災害の可能性がある時は、町民の皆様に「避難準備情報」 や「避難勧告」、「避難指示」を出します。違いを再度ご確認ください。

危険度	低		高		非常事態
気象情報 (気象庁)	注意報	•		報	特別警報
(土砂	災害警報情報
避難情報(西原町役場)		避	難準備情報	避難勧告	避難指示

避難勧告等について

. !					
	種別	住民に求められる行動			
	避難準備·高齢者等 避難開始情報	・高齢者等避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する。 ・健常者は家族との連絡、非常用持ち出し品・食料品等、避難準備を開始する。			
	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始する。 ・指定の避難所等に避難する。			
	避難指示(緊急)	・人的被害の発生する危険性が高い状況 ・避難中の住民は避難行動を完了する。避難していない住民は 直ちに避難行動に移り、生命を守る行動をとる。			

避難勧告等が発令されたら

浸水深 0.5m~1m 未満のエリア

平屋及び集合住宅1階にお住まいの方

なるため、避難情報だけではなく、出水時の水位情報 にも注意し安全な場所に避難してください。

2階建て住宅及び集合住宅2階以上にお住まいの方 浸水が始まってからの避難は水深0.5mでも非常に危 険なため、避難が遅れた場合は無理をせず自宅2階等 もしくは自室にて待機してください。

浸水深 0.5m未満 のエリア

避難が遅れた場合は自宅上層階で待機

ただし、浸水が長時間継続する場合や孤立した場合

床上浸水になり避難が遅れると非常に危険な状態に

の問題について認識しておくことが必要です。

防災の基本は、「自助」です。 自分の命は自分で守る、自分のこ とは自分で助けるということです。 そのためには、非常用持ち出し品 や非常食の準備、家具の転倒防止、 住宅の耐震補強など事前の備えが 必要です。自助が防災の基本と言 われるのは、まずは自分を守ること により、家族や友人・隣人を助け に行くことができる、つまり「共助」 のベースになるからです。

で助け合おう

西原町では現在 12 団体の自主防災組織があり、防災意識の向上に向け、災 害時の対応方法等について日頃から訓練や取組を行っています。

坂田自治会で防災訓練



坂田自治会(坂田区自主防災組織)による 防災訓練が、6月3日に行われました。集 中豪雨により土砂災害警戒情報が発令さ れたという想定のもと、110名の参加者 が坂田ハイツ自治会会館へ避難し、金子 競納 泰将自治会長が避難者の確認等を行いま した。また、水を使わないアルファ米を使 用した炊出訓練も行われました。

▲住民による担架搬送訓練・消防職員による心肺蘇生法実演の様子

(15)

(A) 西原南小学校 (B) 西原小学校

(26)

(27)

- (C) 西原東小学校
- (D) 坂田小学校
- (E) 西原東中学校
- (F) 西原中学校
- **⑥** 西原中央公民館
- (H) 西原運動公園
- (1) 西原町役場 (町民交流センター)

※災害のおそれがある場合には 町役場が避難所として開設さ れ、大規模災害時には、各 小中学校等での避難所が開 設されます。

行政区分

⑰ 嘉手苅

18 小那覇

19 平園

20 兼久

② 美咲

23 我謝

25 安室

26 桃原

② 池田

28 小波津

24 西原ハイツ

② 与那城

- ① 幸地 ② 幸地ハイツ
- ③ 棚原 ④ 徳佐田
- ⑤ 森川
- **⑥** 千原 ⑦ 上原
- 8 翁長 9 坂田 10 呉屋

① 津花波

- 12 西原台団地 ③ 小橋川
- 14) 内間 15 内間団地
- 16 掛保久
- 30 西原団地 ③ 幸地高層

29 小波津団地

③ 坂田高層

※太字は自主防災組織のある行政区です

「共助」とは、自分や家族だけではなく、町内会や自治会な どの小さな地域コミュニティ単位で、災害時の助け合い体制を 構築する、また災害発生時に実際に助け合うことを言います。 町でも自主防災組織の結成推進、育成に努め、地域防災力の 向上を目指しています。

「公助」とは、町や警察・ 消防等による公的な支援の ことです。町では、事前対 策として食料や水などの非 常食の備蓄や民間業者との 協力支援協定を締結して、 防災体制の強化に取り組ん でいます。



広報にしはら No.559 H30.9.1 広報にしはら No.559 H30.9.1 2

9月1日は

防災の日

報・避難情報を重く受け止め、命を守る行動をとることが大切です。この機会に、災害から身を守るためには、日頃から地域の状況や危険性を知るとともに、気象今年7月に発生した「西日本豪雨」では、各地で甚大な被害がでました。私たち